

【新型コロナウイルス】QLD 州政府、マスク着用等に関する追加規制措置の対象地域にブリスベン及びモートンベイに加えゴールドコーストを追加する旨発表

2021年9月29日
在ブリスベン総領事館

●9月29日(水)、クイーンズランド(QLD)州政府は、マスク着用等に関する追加規制措置の対象地域に、ブリスベン及びモートンベイに加えゴールドコーストを追加しました。

●同日、NSW 州境地域 Tweed 及び Byron からの入州者に対する規制緩和を発表(9月29日(水)午前1時から適用)

1 マスク着用等に関する追加規制措置

9月19日(日)午前1時以降にブリスベン、ゴールドコースト及びモートンベイ地方行政区に滞在した場合は、マスク着用等に関する追加規制措置の対象になります。詳細は、これらの追加規制措置を踏まえたロードマップ改訂版原図及び日本語仮訳(但し、原図を必ずしも忠実に訳したものではありません)を御確認ください。

○ロードマップ改訂版原文の当館仮訳

<https://www.brisbane.au.emb-japan.go.jp/downloads/RoadMap20210929.pdf>

○ロードマップ改訂版原文(図)は下記 URL をご覧下さい。

https://www.covid19.qld.gov.au/_data/assets/pdf_file/0016/127150/210914-U-and-R-roadmap.pdf?nocache-v33

○上記ロードマップ原文(図)を含む COVID-19 特設サイト

<https://www.covid19.qld.gov.au/government-actions/roadmap-to-easing-queenslands-restrictions>

○本件に関連する詳細は、以下の州政府の HP を御覧下さい(英文のみ)。

<http://www.qld.gov.au/health/conditions/health-alerts/coronavirus-covid-19/current-status/urgent-covid-19-update#qld-restrictions-update>

2 NSW 州境地域 Tweed 及び Byron からの入州者に対する規制緩和

9月29日(水)、QLD 州政府は、同日午前1時以降、ニューサウスウェールズ(NSW)州境地域の Tweed 及び Byron 両地方行政区を制限地域(restricted border

zone)の対象から外し、非制限地域(non-restricted border zone)とし、QLD 州への入州規制を緩和する旨発表しました。

NSW 州境地域からの入州に対する規制は、非制限地域と制限地域で異なります。また、いずれの地域から入州する場合には、入州許可証(Queensland entry pass)が必要になります。

(1)9月29日(水)午前1時以降の NSW 州境の制限地域(restricted border zone)は、Bourke、Broken Hill、Walgett、Unincorporated Far West の4地方行政区で、これらの州境の地方行政区からは、自宅からでは行えない必須業務や緊急のボランティアを行なう場合等の限定された必須目的がある場合のみ、州境を越え、QLD 州への入州が認められています。ただし、入州許可証(Queensland entry pass)の登録が必要です。

○NSW 州境の制限地域(restricted border zone)の詳細については以下の QLD 州政府 HP を御確認ください(英文のみ)。

<https://www.qld.gov.au/health/conditions/health-alerts/coronavirus-covid-19/current-status/public-health-directions/travelling-to-queensland#restricted-nsw-border-zone>

(2) 9月29日(水)午前1時以降での NSW 州境の非制限地域(non-restricted border zone)は、Ballina、Brewarrina、Byron、Clarence Valley、Glen Innes Seven、Gwydir、Inverell、Kyogle、Lismore、Moree Plains、Richmond Valley、Tenterfield、Tweed の13地方行政区で、これらの州境の地方行政区からは、自宅からでは行えない業務やボランティアを含む多岐にわたる必須目的に該当する場合、州境を越え、QLD 州への入州が認められています。ただし、入州許可証(Queensland entry pass)の登録が必要です。

○NSW 州境の非制限地域(non-restricted border zone)の詳細については以下の QLD 州政府 HP を御確認ください(英文のみ)。

<https://www.qld.gov.au/health/conditions/health-alerts/coronavirus-covid-19/current-status/public-health-directions/travelling-to-queensland#border-zone>

○関連する州政府の発表は以下を御覧下さい(英文のみ)。

<https://www.qld.gov.au/health/conditions/health-alerts/coronavirus-covid-19/current-status/public-health-directions/travelling-to-queensland>

このメールは、在留届にて届けられたメールアドレスおよび「たびレジ」に登録されたメールアドレスに自動的に配信されております。

<問い合わせ先>

在ブリスベン日本国総領事館住所: Level 17, 12 Creek Street, Brisbane, QLD 4000

電話: 07 3221 5188 / FAX 07 3229 0878

※「たびレジ」簡易登録をされた方でメールの配信を停止したい方は、以下の URL から停止手続きをお願いいたします。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>

また、「たびレジ」は日本国籍の無い方でも登録可能ですので、本メールの受領を希望する方には、是非「たびレジ」登録をご案内下さい。

(良くある質問) <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/faq.htm>